

栃木市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、  
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ  
たので、同項の規定により公表します。

令和3年4月16日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査(財務監査及び行政監査)
- 2 監査の期間 令和3年2月5日から令和3年2月25日まで
- 3 監査の対象 都市整備部
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	都市整備部（令和3年4月1日からの所管部は都市建設部）
監査結果報告日	令和3年3月29日付け 栃市監第101号
措置結果通知日	令和3年4月12日付け 栃市総第13号
監 査 結 果	<p>指導事項（住宅課（令和3年4月1日からの所管課は建築住宅課））</p> <p>市営住宅の解体工事について、1件の工事として発注することができるにもかかわらず、合理的とは言い難い理由により分割し随意契約の方法で発注している事案が見受けられた。</p> <p>地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができるとされている。したがって、随意契約できるような金額に工事を分割し発注する行為は、その行為が意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものである。また、経費の割り増しも懸念される。</p> <p>よって、合理的とは言い難い理由により工事を分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。</p>
措 置 内 容	<p>当該工事の当初予算執行計画では、下半期の工事実施を予定しておりましたが、令和元年度は台風19号災害対応等もあり、年度内に工事を完了するには入札を執行する期間と予算が不足することから3社見積合わせにより発注いたしました。</p> <p>ご指摘のとおり公平性・競争性を確保するという関係法令の目的を再認識し、今後は計画的に競争入札のうえ事業を実施してまいります。</p> <p>なお、令和3年度は一括発注のための設計業務委託料及び工事請負費を当初予算にて確保済みです。</p>